

事務連絡  
平成30年3月30日

各課長様

業務部長 山本 哲也

## 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の事務取扱いについて(通知)

標記の件について、平成21年10月8日付事務連絡に基づく取扱いをしていましたが、平成30年4月1日よりその事務取扱いにつき下記のとおりとしますので、事務手続きに遺漏のないよう課内に周知していただきますようお願いします。

### 記

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

事務取扱いの趣旨、同号の対象となる可能性のある工事等の例示及びその際、特定の者1人から見積書を徴して締結する随意契約によることができる工事等の事務取扱いは以下のとおりである。

#### 事務取扱いの趣旨

同号を適用し、個々の発注工事等の契約方式を特命随意契約とする場合は、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定する。

#### 例示

- 1) 上下水道施設の崩壊、管渠漏水による道路陥没等の災害に伴う応急工事
- 2) 上下水道施設の電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 3) 1)及び2)の災害につながる危険の未然防止のための応急工事

1)から3)のうち、直ちに対応しなければ、需要者への安定給水、市民生活に支障をきたし、市民の生命、身体、財産に大きな影響を及ぼす恐れがある、又は経済的に甚だしく不利益を被ることが明らかであり、設計書作成のいとまがない場合である。ただ単に事務執行の遅れをもって取り扱ってはならない。

## 事務取扱い

主務課長の判断で当該上下水道施設の設置実績、或いは同種工事の取引実績等のある業者等を選定。



予定支出負担行為伺により決裁をうける。

- ・ 緊急に施工が必要な理由(競争入札に付することができない理由)を記載した理由書を添付。
- ・ 設計書の添付は不要とし、概算予定金額を記入。
- ・ 随意契約審査会に対する付議は不要。
- ・ 概算予定金額に応じた専決区分により決裁・合議。



相手方業者の見積書の受理及び査定の上設計書の作成。



支出負担行為伺の起案を行う。

- ・ 設計書を添付すること。
- ・ 専決区分に応じた決裁・合議



契約締結

## その他留意事項

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号による随意契約で、緊急であることを理由として 1 者見積とする場合にあつては、本事務取扱いの例にならい、緊急に施工が必要な理由を明記すること。